

春日部市総合振興計画審議会条例及び春日部市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 建設（第2条）

附則

第1章 総務

（春日部市総合振興計画審議会条例の一部改正）

第1条 春日部市総合振興計画審議会条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（設置） 第1条 市の <u>総合振興計画を策定し、及び同計画の推進を図る</u> ため、春日部市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。	（設置） 第1条 市の <u>総合振興計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想及び基本計画をいう。以下同じ。）を策定する</u> ため、春日部市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2章 建設

（春日部市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正）

第2条 春日部市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第155号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（法第34条第12号の規定により定める開発行為） 第5条 （1） <u>市の総合振興計画</u> に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して市長が予定建築物の用途を限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築する目的で行う開発行為	（法第34条第12号の規定により定める開発行為） 第5条 （1） <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想</u> に基づいて策定した土地利用に関する計画に即して市長が予定建築物の用途を限り指定した土地の区域において、当該指定に適合した建築物を建築す

る目的で行う開発行為

附 則

この条例は、公布の日から施行する。